IONBASHI 2009/2/2

株式会社

日本橋鑑定総合事務所

不動産鑑定士 三原一洋 〒103-0027

東京都中央区日本橋1-7-12-3F 不動産問題の専門家が解決します!

0120-973-689



不動産実務現場の視点

「収益価格偏重?かんぽの宿1万円売却を考える!」

旧日本郵政公社が平成19年 の民営化の前に、宿泊施設の 「かんぽの宿」を、建設費よ り格段に安い価格で売却して いたことが分かりました。

私自身も何度か旧郵政公社 や健保組合施設についての評 価に携わった経験があります が、ヒアリングした実際の建 設費は民間では考えられない 程の非常に高いものでした。 民間施設の2倍以上だった記 憶があります。

今回建設費より格段に安い と言われていますが、そもそ もの建設費自体、高すぎたの ではないでしょうか。

そして今話題の1万円売却 問題・・・。

これはズバリ、行き過ぎた 『収益価格重視主義』の問題 とも言えるでしょう。

不動産を評価する場合は、 2つのアプローチがありま す。それは①収益面からのア プローチと②建設に要したコ スト面からのアプローチで す。

毎年赤字をだす施設の評価 の場合、収益価格ではゼロ査 <u>定</u>になります。かんぽの宿 1 万円売却の価格根拠は①を重 視したからだと考えられま す。

仮にコスト面からアプロー チしていれば多少違った結論 になったかもしれません。

ただ、コスト面からのアプ ローチにおいても、既存の建 物が他の用途に転用できない と判断される場合はゼロ査定 になる場合があります。この 場合、土地の査定価格から、 既存建物の取壊費用を控除し ます。

土地価格と建物取壊費用が 同じ場合は、ゼロ査定になり ます。特に地方の場合は土地 の価格が安いので取壊費用が 土地値を上回るケースはよく みられます。

借地権・底地にまつわるコラム

「気が付けば底地の所有権が第三者の手に!!」

先日、ある借地人様から 「知らないうちに地主が底地 を売却していたのですが、借 地人サイドに一言もなく、そ ういうことはできるのでしょ うか?」というご相談があり ました。

川崎市内に40坪程の借地を もつ借地人様からでしたが、 「昭和20年頃からの借地で、 昨年9月に地主さんから底地の 買取を持ちかけられ、金額次 第では購入しても良いと考え ていたが、10月に突然地主か ら底地を業者に売却したと連 絡があった。また、買い取っ た新地主の不動産業者に依頼 されたという関西弁の怖い人 から『このままでは済まな

い』と言われ、契約を迫られ ている。」とのことでした。

絵に描いたような話ですが こういった話は本当によく耳 にします。

この場合は、新たな所有者 (専門業者) による

- ・<u>地代の大幅値上げ</u>
- ・借地人に不利な価格での売 <u>却、買取交渉</u>
- ・更新<u>料の請求・取立て</u> が行われ、その強引な手法か ら非常に多くのトラブルが発 生しているようです。

借地権付の土地は「底地」 と言いますが、地主は借地人 の同意や通知を行うことなく 自由に第三者に売却すること

ができます。

借地人様は建物の所有権に つき登記していれば新しい所 有者にも「借地権がある」こ とを主張できます。そのため 借地権自体は法的には保護さ れます。しかし、左記のよう に<u>あとあと面倒な展開に発展</u> <u>してしまいます</u>。

こういったことを事前に防 ぐためにも、日頃から地主と 円滑なコミュニケーションを とっておくことが必要なので す。

